

平成26年第1回

奈良県後期高齢者医療
広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成26年2月21日

閉会 平成26年2月21日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会

1. 開会及び閉会
平成26年2月21日 午後2時00分 開会
午後2時29分 閉会

2. 場 所 奈良県市町村会館 8階 大研修室

3. 議事日程

（第1号）平成26年2月21日（金曜日） 午後2時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定について

第4 議第1号 奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について

第5 議第2号 平成25年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
について

議第3号 平成25年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補
正予算（第2号）について

第6 議第4号 平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

議第5号 平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予
算について

第7 同第1号 奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求
めることについて

4. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

5. 出席議員（16名）

2番 戸 谷 隆 史 君
3番 西 川 健 次 君
4番 札 辻 輝 已 君
6番 山 田 正 弘 君
7番 高 岡 進 君
8番 新 澤 良 文 君
9番 谷 完 二 君

10番 堀 口 誠 君
11番 森 下 豊 君
12番 太 田 好 紀 君
13番 東 川 裕 君
14番 吉 田 弘 明 君
16番 竹 内 幹 郎 君
17番 小 城 利 重 君
18番 森 川 裕 一 君
19番 今 中 富 夫 君

欠席議員（3名）

1 番 土 田 敏 朗 君
15番 山 下 和 弥 君
20番 北 岡 篤 君

6. 説明のため出席した者

| | |
|--------|-----------|
| 広域連合長 | 上 田 清 君 |
| 副広域連合長 | 吉 田 誠 克 君 |
| 副広域連合長 | 福 西 力 君 |
| 代表監査委員 | 林 啓 文 君 |
| 会計管理者 | 水 原 照 美 君 |
| 理事 | 中 村 聡 君 |
| 事務局長 | 丸 橋 成 行 君 |
| 事務局次長 | 勝 井 康 晴 君 |
| 総務課長 | 釜 谷 宗 宏 君 |
| 事業課長 | 仲 村 裕 行 君 |

7. 職務のため出席した者

| | |
|-------|---------|
| 書 記 | 井 上 理 恵 |
| 事務局職員 | 西 井 義 人 |
| 速 記 | 岡 かおる |

議長（札辻輝巳君） ただいまより平成26年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、関係者による写真などの撮影を許可いたしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告書の提出がありました。議席に配付しておりますとおりでございますので、ご清覧お願いいたします。

また、後期高齢者医療保険料の引き上げ見送りを求める陳情書につきましても、ご配付申し上げましたとおりでございますので、よろしく清覧お願い申し上げます。

広域連合長より招集の挨拶がございます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成26年第1回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、高齢者医療を取り巻く状況でございます。皆様もご承知のとおり、社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものとされ、社会保障制度改革国民会議の報告書等に基づき、改革の全体像や進め方を明らかにする法案、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆるプログラム法が平成25年12月に成立をいたしました。受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進するとされております。

高齢者医療制度につきましては、1つ目として、低所得者の保険料負担の軽減、2つ目として、必要に応じ見直しに向けた検討の2点が規定されております。1つ目の低所得者に対する保険料負担の軽減につきましては、既に改正政令が公布をされているところでございます。4月からは消費税率の引き上げに加えて、年金支給額の物価スライド制の調整による減額や、さらに平成26年度は第6期介護保険事業計画の年度となり、介護保険料の改正も控えており、高齢者を取り巻く環境は大変厳しいものとなってきております。

当広域連合におきましても、1人当たり保険給付費の増等により、今議会で平成26年度及び平成27年度の保険料率の改定をお諮りし、保険料の増額となる負担をお願いすることとなります。保険料率の算定に当たりましては、1人当たりの医療給付費の増などの保険料上昇要因がある中、保険料賦課限度額の引き上げ、財政安定化基金や剰余金を活用するなどにより、保険料上昇の抑制を図ったところでございます。

また、保険料率上昇の抑制のためには、医療費の抑制が重要であることから、健康診査等の保健事業により、積極的に取り組んでまいりますので、実施に当たりましては一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

合わせて、低所得者の負担軽減のため、軽減対象の拡大をはかっております。

本定例会におきましては、今申し上げました平成26年度及び平成27年度の保険料率の改定に係る議案と、平成25年度の奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の補正予算2件、平成26年度一般会計及び特別会計の当初予算2件、公平委員会委員の選任同意案件を提案させていただいております。

何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれの議案につきまして、ご議決ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、定例会の開会に当たりまして招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（札辻輝巳君） それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

直ちに日程に入ります。

日程第1、議席の指定を議題といたします。

さきの広域連合議会議員選挙に当選され、議員になられました小城利重君の議席を会議規則第4条第1項の規定により、私より指定いたします。小城利重君の議席を17番に指定いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、2番、戸谷隆史君、3番、西川健次君、以上2名の方を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月21日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第4、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本案は、次期財政運営期間である平成26年度及び平成27年度の保険料率を定めるとともに、保険料の賦課限度額の引き上げ、また、保険料軽減対象者の拡充のために、均等割額を減額する基準の拡大を行うものでございます。

まず、平成26年度、27年度における保険料率につきましては、被保険者均等割額4万4,700円、所得割率100分の8.57に定めるものでございます。

保険料の賦課限度額につきましては、国の施行令が一部改正され、保険料の賦課額の上

限が現行の55万円から57万円に引き上げられたことから、当広域連合においても、中間所得者の保険料負担を軽減するために同様に改正するものでございます。

また、低所得者の保険料負担を軽減するため、保険料均等割額の軽減対象の拡大を図るものでございます。なお、保険料率の算定につきましては、1人当たり保険給付費の増、本県の被保険者の対全国比所得の増に伴う国交付金の減額などの保険料上昇要因がある中、賦課限度額の引き上げ、県に設置されている財政安定化基金や余剰金の活用等により、保険料上昇の抑制を図ったところでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議第2号、平成25年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について及び議第3号、平成25年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました議第2号及び議第3号の2案件について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第2号、平成25年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

これは、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,140万円を減額し、歳入歳出それぞれ15億2,453万5,000円とするものでございます。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

歳出の概要を申し上げます。

レセプト関係等委託料や電算システム機器更改に係る委託料などが当初見込みより減少したことなどにより、老人福祉費の特別会計への繰出金6,140万円を減額するものでご

ざいます。

次に、9ページをご覧ください。

歳入といたしまして、構成市町村負担金6,140万円を減額するものでございます。

続きまして、議第3号、平成25年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

議案書の11ページをご覧ください。

これは、歳入歳出予算の総額に、それぞれ20億7,562万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,504億3,451万5,000円とするものでございます。

主な内容についてご説明をいたします。

議案書の19ページから21ページをご覧ください。

まず、歳出予算について、説明をいたします。

1款、総務費、一般管理費におきまして、レセプト関係経費、電算システム機器更改経費及び被保険者証等印刷封入業務委託料の減少などで1,400万円を減額。

保険給付費が当初見込みより増加したことにより、2款、保険給付費におきまして、療養給付費22億852万1,000円の増額。訪問看護療養費及び療養費につきましては、減額。国保連合会への審査支払手数料につきましては、増額を見込み、1項、療養諸費として20億6,652万1,000円の増額。また、高額介護合算療養費1,750万円の増額。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金300万円の増額。

6款、医療費適正化事業費1,500万円の減額。

9款、諸支出金におきます保険料還付金500万円の増額を予算計上するものでございます。

歳入として、国庫負担金、後期高齢者交付金、一般会計繰入金、前年度繰越金を計上し、収支の均衡を図るものでございます。

以上、一括上程をいただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第2号の採決を行います。

議第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第3号の採決を行います。

議第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議第4号、平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について及び議第5号、平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) 本日、ここに平成26年度の一般会計予算案及び後期高齢者医療特別会計予算案を提案し、審議をお願いするに当たり、その概要を申し上げ、議員並びに県民の皆様方のご協力とご理解を賜りたいと存じます。

まず、議第4号、平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算より、その内容をご説明申し上げます。

議案書の23ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出の予算の総額は、それぞれ25億4,707万円でございます。前年度当初予算に比較をいたしますと、率にして60.61%、金額にいたしますと9億6,120万9,000円の増となっております。

次に、第2条の一時借入金の最高額は1,000万円でございます。

初めに、歳出の主な事項についてご説明いたします。

27ページをご覧ください。

1款、議会費は議会の開催経費等103万7,000円でございます。

2款、総務費は派遣職員に係る人件費や事務所賃借料及び広域連合の運営に係る経費、臨時特例基金積立金等10億7,725万3,000円でございます。

3款、民生費は後期高齢者医療特別会計への繰出金14億6,777万1,000円でございます。

続きまして、歳入でございます。

26ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金は、構成市町村の負担金6億2,009万6,000円で、規約に基づく負担割合でご負担をいただくものでございます。

2款、国庫支出金は、低所得者の保険料軽減措置に要する経費として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で9億5,897万4,000円でございます。

3款、財産収入は、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子が71万4,000円でございます。

次に4款、繰入金は第2款で受け入れた高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を一旦、高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、広報経費を加えた9億6,324万9,000円を基金から繰り入れるものでございます。

5款、繰越金は4,000万円で前年度繰越金でございます。

続きまして、議第5号、平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、議案書の47ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,552億1,766万3,000円でございます。前年度当初予算に比較をいたしますと、率にして5.96%、金額にいたしますと、83億6,948万3,000円の増となっております。

次に、第2条の一時借入金の最高額は100億円でございます。

初めに、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

51ページをご覧ください。

1款、総務費は4億2,679万3,000円で、国保連合会に対するレセプト管理等の委託料や電算システムの運用経費、被保険者への広報経費、派遣職員に係る人件費負担金等でございます。

2款、保険給付費は1,541億2,139万8,000円で歳出の99%を占め、医療機関等や被保険者に支払う療養給付費や高額療養費、葬祭費、審査支払手数料等でございます。

3款、財政安定化基金拠出金は6,700万円で、予定保険料収納額の不足や見込み以上の保険給付費の増加等に備え、県に設置されている財政安定化基金へ拠出するものでございます。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金は、4,807万1,000円でございます。

5款、保健事業費は3億8,667万1,000円で、被保険者を対象として実施しております健診事業の費用でございます。

6款、医療費適正化事業費は1億1,087万9,000円で、レセプト点検委託料やジェネリック医薬品利用差額通知作成委託料、健康相談訪問指導委託料のほか、柔道整復師等療養費支給申請書点検業務委託料等を計上いたしております。

続きまして、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

50ページをご覧ください。

1款、市町村支出金は271億5,475万9,000円で、保険料や療養給付費負担金

及び保険料軽減に係る保険基盤安定負担金でございます。

2款、国庫支出金は470億6,562万8,000円で、療養給付費負担金や高額医療費負担金、広域連合間の財政力の不均衡等を調整する調整交付金、健康診査補助金等でございます。

3款、県支出金は124億5,163万円で、療養給付費負担金、高額医療費負担金や県との連携強化に係る保険者機能強化推進負担金等でございます。

4款、支払基金交付金は666億5,317万円で、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金でございます。

5款、特別高額医療費共同事業交付金は4,797万円で、400万円を超えるレセプトのうち200万円を超える部分について交付されるものでございます。

8款、繰入金は14億6,877万1,000円で、後期高齢者医療制度臨時特例基金相当分及び事務費に係る一般会計からの繰入金でございます。

9款、繰越金は3億1,337万5,000円で、前年度繰越金でございます。

10款、諸収入は6,166万3,000円で、交通事故等で加害者から医療費を収納する第三者納付金等でございます。

以上、上程をいただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第4号の採決を行います。

議第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第5号の採決を行います。

議第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) 同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成25年12月31日付の阪口公平委員会委員の辞任に伴い、その残任期間に対し、委員として亀井邦夫氏を選任いたしたく、議会のご同意を求めますのでございます。

亀井氏は、現在、橿原市公平委員会の委員長としてもご活躍をされており、豊富な識見、高潔な人格からも適任者であると存じますので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(札辻輝巳君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) ご異議なしと認めます。

よって、同第1号は原案に同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。よって、本定例会はこれで閉じることいたします。

議員各位には、慎重なるご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。理事者におかれましては、今後も後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力されるよう期待するものでございます。

閉会に当たり、広域連合長より挨拶がございます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本日の議会にご提案申し上げました案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決、ご同意を賜りましたことに対して厚く御礼を申し上げます。

今後も、県や各市町村との連携を密にとりながら、安定的かつ円滑な制度運営に努めてまいる所存でございます。議員の皆様方におかれましても、今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（札辻輝巳君） それでは、これをもって平成26年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

札 辻 輝 巳

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

戸 谷 隆 史

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

西 川 健 次